

ココロ通信



vol.20 2009.11

聞いて下さい、周りの痛みを。
見つめてください、自分の心を。

ありがとう、ごめんなさいは
自分を育てる素直な言葉。

も く じ

2~3P 特集 「人権」って、何だろう？

4~5P 人権インタビュー 子どもと「ケータイ」～トラブルにならないために～
熊本県警察本部 生活安全部 少年課
少年サポートセンター 主任 三浦 加代さん

6P 身近な人権活動 「犯罪被害者等の人権について」
(社)熊本犯罪被害者支援センター 相談担当 高橋 久代さん

7~8P お知らせ

「人権」って、何だろう？

イメージ

人権

自由

例えば

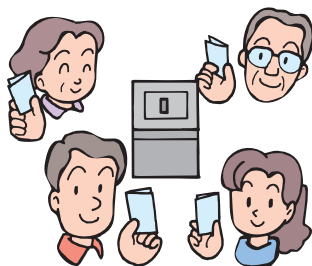
- 住みたいところを自由に選べる。
- 自由に学問や表現ができる。



平等

例えば

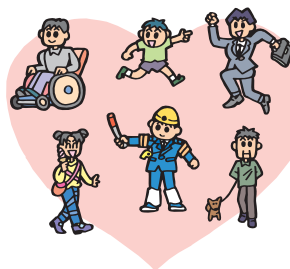
- 年齢の違いや障がいの有無などで差別的な取扱いをされない。
- 選挙では等しく一人一票を投じることができる。



幸福の追求

例えば

- 私たちは個人として尊重され、名誉、プライバシーを守られる。



つまり
人権とは…

私たちみんなが生まれながらに持っている、奪われることのない権利です。



人権週間について（12月4日～12月10日）

国連では1948年（昭和23年）12月10日の「世界人権宣言」の採択を記念し、その12月10日を「人権デー」と決めました。

わが国では、採択翌年の昭和24年に、12月10日を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、毎年全国各地で人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発運動が展開されるようになりました。

人権啓発ラジオ番組「心をつなぐ ハートメッセージ」

様々な人権課題についてご活躍の方をゲストにお迎えし、「人権」についてお話を伺います。番組パーソナリティーは村岡章子さんです。

放送局 RKK熊本放送

放送日 毎週火曜日
18:40～18:50

12月の放送日とゲストのご紹介

- 1日** 「HIV等感染症をめぐる人権について」
熊本県健康福祉部健康危機管理課 医療審議員 木脇弘二さん
- 8日** 「同和問題について」
南関町教育委員会 地域人権教育指導員 大里耕守さん
- 15日** 「拉致問題について」
北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 平野フミ子さん
- 22日** 「インターネットによる人権侵害について」
山鹿市教育委員会 社会教育指導員 後藤忠久さん
- 29日** 「ホームレスの人権について」
NPO法人熊本ホームレス自立支援の会 事務局長 吉松裕藏さん

人権に関する記念日や週間をご紹介します

12月は人権に関連する様々な記念日や週間が定められています。それぞれの課題を正しく理解することが、人権問題解決への第一歩です。

○犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日までの一週間が「犯罪被害者週間」です。犯罪被害者やそのご家族又はご遺族が置かれている状況や心情について理解を深めることが大切です。

○世界エイズ・デー（12月1日）

世界保健機関（WHO）が、1988年に世界エイズ・デーとして、エイズに関する啓発活動等を実施することを提唱しました。エイズに関する正しい理解が、エイズのまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する差別、偏見の解消につながります。

○障害者週間（12月3日～9日）

障害者基本法で、この一週間が障害者週間と定められました。障がいの有無に関わらず、誰もがいきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、障がいについての正しい理解と配慮が必要です。

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」で、啓発週間が定められました。拉致問題が人権侵害であると認識を深めるとともに、拉致被害者やご家族の思いを受けとめ、この問題に関心を持ち続けることが大切です。



熊本県からのお知らせ

県庁新館2階の人権センターでは12月4日から10日までの人権週間に合わせて、人権啓発パネルや資料の展示などを行いますので、お気軽にお越しください。

この機会に、私たちの身近にある「人権」について考えてみませんか。開館時間は月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までです。





三浦 加代さん

(熊本県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター主任)

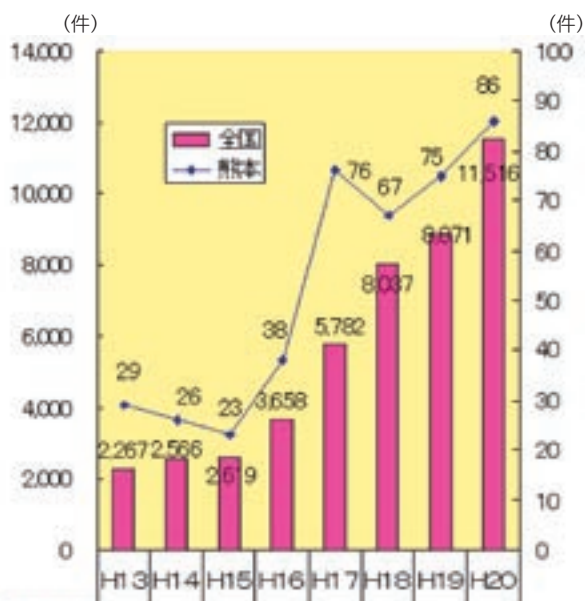
子どもと「ケータイ」 ～トラブルにならないために～

今、携帯電話は、「ケータイ」と呼ばれ、電話やメール機能はもちろん、テレビを見たり、買い物もできるとても便利な道具になっています。「ケータイ」からインターネットにアクセスできるようになり、子どもたちのトラブルがとて増えている現実、私たちは何ができるのでしょうか。熊本県警察本部生活安全部少年課の三浦加代さんにお話を伺いました。

Q1 県内でも問題が発生しているのですか？

残念ながら「学校裏サイト」*をめぐる問題が多く起きています。例えばこのサイトに悪口が書かれたことが原因で不登校になったり、自分の悪口を書いたのは、日頃から仲の悪い同級生の仕業と思い込んで、その同級生に暴行を加えてしまったという例もあります。いじめや不登校に関係するだけでなく、犯罪に発展していくケースも起こっているんです。

ネット上での誹謗中傷に関する相談受理状況



警察庁と熊本県警の統計

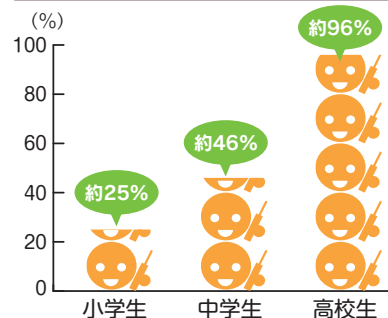
Q2 どうしてそのようなことが起きるのでしょうか？

悪口を書き込む子どもは、安易な気持ちで言うことがほとんどで、相手の気持ちを考えていません。ブログや掲示板へ誹謗中傷を書き込むことが、相手をどんなに傷つけるかという、他人を思いやる心が失われているのではないのでしょうか。これは、子どもだけの問題ではなく、携帯電話という道具を介して、現代社会が抱える問題が表面化したものだと感じています。

Q3 子どもたちが携帯電話に依存する理由は何なのでしょう？

現実の世界できちんと自分に向き合い、心を開いて語り合える相手や自分の居場所を見つけることが苦手な子どもが多いのだと思います。もっと現実社会でのコミュニケーション能力を身につける必要があるのではないのでしょうか。

子どもたちのケータイ所持率



文部科学省：子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果

Q4 現実社会とインターネット社会はつながっているんですね

コミュニケーションを図る時は、お互いを認め合うこと、言い換えれば相手の人権を尊重することが大切になってきます。現実社会で、上手にコミュニケーションを取り、規範意識や他人を思いやる心があれば、インターネットの世界でも、相手のことを考えた行動ができるはずです。

Q5 子どもたちがトラブルに巻き込まれないために、私たち大人はどんなことを心がけたらいいのでしょうか？

携帯電話は非常に便利である反面、有害情報の氾濫などデメリットもたくさんあります。まずは、携帯電話の持つ光と影の部分子ども達に十分理解させること、そして、正しい使い方を教えるとともにルールを決めることが大切だと思います。そのためには、大人も携帯電話について勉強しなければいけません。例えば、様々な有害環境から子どもを守るためにフィルタリングソフト*を活用することなどは、保護者の責務として本年4月1日に施行されたインターネット環境整備法にも明記されています。

Q6 わが子がトラブルに巻き込まれた時はどうしたらいいのでしょうか？

そのような場合、例えば、着信音にビクつく、携帯の話をしなくなったなど、お子さんにはちょっとした変化が必ずあると思うので、まず、そこに早く気づいてほしいですね。そして被害の拡大を防ぐためにも、書き込みの削除依頼をするなど早期の対応が必要です。どうしたらいいかわからない時は、学校や警察に相談してください。

Q7 最後に、子どもたちへのメッセージをお願いします

掲示板は匿名で書き込みができますが、実は調べれば誰が書き込みをしたかは分かります。そして一旦載せられた情報は消すことはできません。「おもしろ半分」や「冗談のつもり」では済まされないのです。携帯電話やインターネットも、相手の顔を思い浮かべながら、実際に話をしているつもりで利用することが大切です。それでも、もしトラブルに巻き込まれたら、すぐに、まわりの大人に相談してください。肥後つ子テレホン*でも相談を受けています。決してひとりで悩まずに、相談してほしいと思います。

家庭での対応 ～子どもたちが被害者にも加害者にもならないために～

携帯電話（インターネット）を使い出す前が大事です！

- 小さな時から様々な体験をさせ、規範意識や思いやりの心の醸成をはかる
- 家庭で決めた生活上のルールをきちんと守らせる
- SOSを見逃さない関係を、大人の側から築くなど

早期発見のポイント

- 携帯メールへの対応の変化
- 着信音を聞いただけで、顔色が変わる
- 携帯の話をしなくなる・話をすると嫌がる など

被害に気付いたら

- 子どもの安全の確保と安心感を与える
- 対応について教える
電話番号やメールアドレスの変更、仕返しの返信を絶対させない
- 学校や警察への相談



家庭での
ルールづくりが大切です。
フィルタリングの
設定をしましょう！！

*学校裏サイト…学校の公式ホームページとは別に、ある特定の学校の話のみを扱う非公式の匿名掲示板。
*フィルタリング…青少年にとって有害・違法な情報を遮断し、有益な情報のみを閲覧可能にするサービス
*肥後つ子テレホン…少年の非行問題に悩む保護者やいじめなどに悩んでいる少年少女のための専用相談電話。
0120-02-4976 又は 096-384-4976

犯罪被害者等をめぐる人権について

毎日のように、事件や事故が起こり、誰もが被害者となりうる現代社会。平成20年12月からは被害者等が刑事裁判に参加できるようになるなど、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されて以降、犯罪被害者等の視点に立った様々な施策が実現されています。しかし、一方で多くの犯罪被害者やそのご家族・ご遺族の方たちが心身に重い傷を負い、苦しんでいるという現実もあります。今回は、相談などの具体的な支援に携わっておられる(社)熊本犯罪被害者支援センターの高橋久代さんにお話を伺いました。



Q 熊本犯罪被害者支援センターの活動についてお聞かせください。

A 主な活動として、祝日を除く月～金の10時～16時まで、職員や相談員が電話や面接による相談を受けています。また専門相談として、月1回の法律相談、月2回の心理相談もお受けしています。相談は無料ですが予約が必要です。

このほかに、警察や裁判所・病院への付添いを行ったり、必要に応じて被害に遭われた方の自宅を訪問して日常生活のお手伝いをすることもあります。

Q いろいろな支援をされているんですね。このほかに、自助グループへの支援もされているそうですね。

A 自助グループとは、事件や事故で大切なご家族を亡くされた遺族を対象としたグループです。同じようなつらさを抱えた方が、お互いに支え合い、励まし合いながら、それぞれの問題の解決や克服につなげることが目的で、遺族の皆さんが集まっておられます。やはり、苦しみをひとりで抱え込まないことが大切だと思います。

Q 被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族に対して、私たちができることはどんなことでしょうか。

A 犯罪被害者等の置かれた現状や権利利益についての理解が高まってきていますが、事実とかけ離れた報道がなされたり、近所の噂や誤解による中傷などで傷ついておられる方がいることも事実です。いわゆる二次被害と言われるものですが、これは、本人が「自分が傷つけている」ことを意識していないことが多く、なかなか無くならないのが現状です。

被害に遭われたことで深く傷ついた心は、たとえ子どもの何気ない言葉であってもさらに傷ついたり、例えば「もう落ち着かれた頃でしょう」とか「事件のことは早く忘れて」など、励ましとして掛けた言葉も、辛く感じられる方が多いようです。辛い思いをされている被害者やそのご家族・ご遺族に対しては、そっと見守ること、その気持ちを十分に受け止めることが大切だと思います。そのためにも熊本犯罪被害者支援センターでは、直接的な支援を行うだけでなく、被害者の置かれた現状や支援の必要性などを、これからも皆さんに伝えていきたいと思っています。

(社) 熊本犯罪被害者支援センター

相談電話 096-386-1033 (祝日を除く月～金 10:00～16:00)

住所 〒862-0950 熊本市水前寺6-9-5

電話 096-386-0337 F A X 096-386-0338

Eメール center@k-v-support.jp ホームページ <http://www.k-v-support.jp>



新着図書・DVDのお知らせ

図書・DVD(ビデオ)は、人権センター内で自由にご覧いただけるほか、無料貸出しも行っていきます。ぜひご利用ください。

DVD(ビデオ)は、1ヶ月前からの予約もできます。

図書

「大人が知らないネットいじめの真実」

…………… 渡辺真由子(著)



ネットいじめの被害に悩む中高生、いじめと自殺サイトにより命を絶った子どもの遺族、情報モラル教育を模索する現場の教師たちの声を紹介しながら、ネットいじめの実態と問題点を浮き彫りにします。

「やさしさのまほう たったひとりのお父さん」

…………… いずみきよたか(著)



「難病のため動けなくなってしまったひとりの父親」と気づいた作者が、家族への愛情を込めて書いたお話しに、なかむらみつるさんが、元気でかわいい絵をつけました。

「ハンセン病病歴者と家族～その関係回復を考える」

…………… ハンセン病市民学会 家族部会・東京集会実行委員会共同企画



平成20年5月に開かれたシンポジウム内容をまとめたもの。ハンセン病政策が患者と家族との関係を分断、破戒した実態など、当事者たちが自らの言葉で語ることで、その苦しい思いが伝わってきます。

「ギフトッド・チャイルド～「自閉症」児からの贈りもの」

…………… 門野晴子(著)



米国カリフォルニア州で育つ「自閉症」の孫ふたりと、祖母である著者。ふたりの日常を温かく見守り支える人々の奮闘ぶりを、ユーモアあふれる文章と、秋元良平さんの写真とで描く「フォト・エッセイ」です。

DVD

「ひとみ輝くとき」

(字幕あり 上映時間 35分)

いじめは命に関わる問題です。あなたは、加害者、被害者、観衆、傍観者それとも仲裁者ですか？

いじめをなくすために、それぞれができることを考え、行動する大切さを訴えた作品です。



「ダリットに学ぶ部落の心」

(字幕あり 上映時間 36分)

ダリットとは、ヒन्दウ教における被差別カーストのことで、不可触民とも呼ばれています。被差別部落で育ち、国際NGO・反差別国際運動(IMADR)で働く坂東希さんが、ふるさとの仲間とともにインドを訪れるスタディツアーの様子を描いたドキュメンタリー。



図書・ビデオ、啓発パネル一覧を、人権センターホームページに掲載していますので、ぜひ御覧ください。

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/jinken/>

がんばってます!

～人権フェスタ in うきし～

宇城市では、市町村合併をチャンスに捉え、市内5会場で人権フェスタを開催しています。本市は東西に広く、中央部で開催するとなると来たくても来れない人も多くいるのではないかとということで、5町すべての会場で開催しています。

講演会を中心に、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、県立養護学校等の発表や展示など、みんなが気軽に楽しめる内容に努めています。

さらに、障がい者難病連合会の皆さんが想いを発表したり、人権擁護委員さんが子どもたちに、紙芝居やビデオを見せたり、子どもが楽しみながら学習できる「人権子どもコーナー」を行うなど、少しずつ幅広い取り組みに発展しています。

また、当日は人権に関する文言を入れた啓発グッズを配布し、来ていただいた方々には家庭で活用していただいています。年々参加者も増え、参加したきっかけも「昨年良かったから」という意見が多く見られるようになりました。

これからも、多くの市民の皆さんが楽しめる人権フェスタを開催していきたいと思っています。



豊野保育園による手話



松橋中学校による人権劇

人権に関する相談をお受けしています

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話による人権に関する相談を気軽にお受けしています。

相談時間 9:00～12:00 / 13:00～16:00

下記の相談専用電話までご連絡ください。

熊本県環境生活部人権同和政策課（熊本県人権センター）

住所 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号（熊本県庁行政棟新館2階）

開館時間 8:30～17:30

休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電話 (直通) 096-333-2299 (相談専用) 096-384-5822

FAX 096-383-1206

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/jinken/>

電子メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

相手を思いやる気持ちの
あなたにかさ、やさしさを伝えます。



熊本県人権啓発
マスコットキャラクター
「ココロ」